

記入例

宿泊施設利用協定書

公益財団法人兵庫県勤労福祉協会（以下「甲」という。）と、株式会社勤労施設（以下「乙」という。）とは、別表1に掲げる宿泊施設の利用について次のとおり協定を締結する。

第1条 乙は、別表1に定める宿泊施設を甲の指定宿泊施設として、甲の会員とその家族並びに同伴者（以下「会員等」という。）の利用に供するものとする。

第2条 甲と乙との協定料金等は、別表2のとおりとする。

第3条 甲の会員等が乙を利用する際、甲が発行するファミリーパックの会員証を提示することにより、別表2に定める協定料金を直接乙に支払うものとする。

2 乙は、甲に対して一般料金と前項の協定料金との差額を請求しない。

第4条 乙は、甲の会員及びその家族が甲が発行する次の宿泊施設利用券（様式第1号）（以下「利用券」という。）を提出した場合は、前条の協定料金から次の補助金を差し引いた金額で利用させるものとする。

ただし、利用券の使用は1施設利用につき1人1日1利用1枚に限るものとし、施設利用料金が利用券の額面（以下「利用補助金」という。）に満たない場合は、使用できないものとする。

ファミリーパック・宿泊施設利用券	会員及びその家族	1,000円
------------------	----------	--------

2 甲は、乙の請求により前項の利用補助金を負担するものとする。

第5条 乙は、利用補助金を請求するときは請求書に使用済の利用券を添えて、原則として当月分を翌月10日までに請求するものとする。

2 乙は、前項の請求について、甲が別に定める利用券事務手数料制度要領（以下「要領」という。）に基づき、利用券に係る事務手数料（以下「手数料」という。）を甲に支払うものとする。

3 手数料は、利用券の請求額から、要領に基づく手数料額を甲が引き去る方法により徴収するものとする。

4 甲は、請求内容を確認のうえ、乙から請求のあった月末（土日祝日の場合はその翌日）に、原則として乙の指定する預金口座に振込むものとする。

5 甲は、前項の請求に関し、必要に応じ乙と協議のうえ書類の提出を求め、又は検査を行うことができるものとする。

6 乙が、偽りその他不正な手段により利用券による支払いを受けたときは、その全額又は一部を甲に返還するものとする。

第6条 甲は、乙が偽りその他不正な手段により利用補助金の支払いを受けたときは、その全部又は一部を返還させるものとする。

第7条 乙は、宿泊施設利用料金等の協定内容を変更しようとする時は、事前に甲に協議しなければならない。

第8条 会員等が乙の施設または備品を破損した場合は、その他会員等の責に帰すべき理由により乙に損害を与えた場合、乙は当該会員等に対してその損害を請求するものとし、甲は賠償の責を負わないものとする。

第9条 会員等が、施設を利用するにあたり、この協定に定めなき事項については、乙の定める宿泊約款によるものとする。

2 前項に定めるほか、この協定に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ定めるものとする。

第10条 乙は、「個人情報の保護に関する法律」に基づき個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当っては、個人の利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、本契約に基づく施設利用行為等から知り得た会員情報等を当該目的以外に使用したり、あるいは他人に漏らしてはならない。

3 甲及び乙は、相手方から開示を受けた全ての情報及び資料を善良なる個人情報管理者の注意をもってその機密を保持するものとし、事前に甲または乙の書面による承諾がない限り、これを第三者に対して開示してはならない。

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当する時は、本契約の期間中であってもこれを解除することができる。

(1) 乙が本契約の義務を履行しない時。

(2) 甲が本契約の存続を不相当と認めた時。

2 甲は、前項により本契約を解除した場合は、すでに利用し終えた宿泊行為等に対応するもので甲が止むを得ないと認めた場合に限り、利用券に見合う金額を乙に支払うものとする。

3 乙は、本契約の解除に際して前項に定めるもののほかは、甲に対し損害賠償の請求をすることができないものとする。

4 甲および乙は、現在および将来において、次の事項について表明し保証する。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係団体・関係者、またはその他の反社会的勢力に該当する者（以下、「暴力団等」という。）ではないこと。

(2) 暴力団等が、その名目を問わず資金提供や出資を行い、その事業活動を支配するものではないこと。

(3) 甲または乙の事業を支配する者または事業を監査する者が暴力団等ではないこと。

(4) 暴力団等をその業務に従事させ、またはその業務の補助者として使用するものではないこと。

5 甲または乙が前項各号に違反する場合、あるいは甲または乙（それらの役職員を含む。）が次の各号に該当した場合には、当該甲または乙の一切の債務は当然に期限の利益を失い、相手方の請求に応ずるものとし、かつ相手方はこの契約またはこの契約に基づく各取引の全部もしくは一部を解除することができる。

- (1) 自らまたは第三者を利用して、相手方に対して、詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いた場合。
- (2) 相手方に対して、自らが暴力団等である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。

第12条 本契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

ただし、期間満了の2ヶ月前までに甲乙いずれからも解約の意志を書面において示さないときは、本契約を更に1年間引き続き効力を有するものとし、以後も同様とする。

以上の協定を証するため、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 兵庫県神戸市中央区下山手通6丁目3番28号
公益財団法人兵庫県勤労福祉協会
理事長 楠見清 印

乙 兵庫県神戸市中央区〇〇〇〇〇〇
株式会社勤労施設
取締役社長 勤労太郎 印

別表1 (指定店舗名:)

	施設名	住所	備考
1	ほのぼの旅館	神戸市中央区下山手通〇丁目〇番〇号	
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

別表2

	指定物件	サービス特典	備考
			※ 他の割引券・優待券との併用不可

様式第1号
ファミリーパック宿泊施設利用券

29 ファミリーパック宿泊施設利用券 2902

記載漏れ無効 **会員(本人)用** **1,000円**

利用年月日: 平成 年 月 日

事業所番号: 事業所名

会員番号: 会員名

有効期限 / 平成29年9月30日 期限を過ぎたものは使用できません。

① 使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。

② 枠内全て記入してください。

(公財)兵庫県勤労福祉協会

29 ファミリーパック宿泊施設利用券 2903

記載漏れ無効 **会員(本人)用** **1,000円**

利用年月日: 平成 年 月 日

事業所番号: 事業所名

会員番号: 会員名

有効期限 / 平成30年3月31日 期限を過ぎたものは使用できません。

① 使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。

② 枠内全て記入してください。

(公財)兵庫県勤労福祉協会

29 ファミリーパック宿泊施設利用券 2904

記載漏れ無効 **家族会員用** **1,000円**

記載漏れ無効 **登録家族のみ使用可**

利用年月日: 平成 年 月 日

事業所番号: 事業所名

会員番号: 会員名 利用家族名

有効期限 / 平成30年3月31日 期限を過ぎたものは使用できません。

① 使用の際は、裏面の注意事項を必ずお読みください。

② 枠内全て記入してください。

(公財)兵庫県勤労福祉協会

9月30日まで有効